

省エネ法における特定事業者と工場

質問

改正省エネ法について、教えてください。1500kL の消費エネルギー基準は、事業者に対する基準と理解しています。例えば、或る事業者が複数の工場を操業しているとして、各工場は 1500kL 未満のエネルギー使用量であり、工場の合計が 1500kL 以上である場合は、特定事業者には該当するけれども、所有する工場には何ら努力義務以外の規制は適用されないという理解でよいでしょうか。

回答

結論から申し上げますと、ご質問者様の理解は「概ね正しいですが、一部注意が必要です」です。

改正省エネ法（および現行法）の考え方では、規制の対象は「工場単位」ではなく「事業者（企業）全体」にシフトしています。そのため、合計が 1500kL 以上であれば「特定事業者」としての義務が発生しますが、個々の工場への規制については以下の整理が重要です。

1. 事業者全体の義務（特定事業者の義務）

合計が 1500kL 以上となった場合、その事業者は「特定事業者」に指定されます。このとき、法人として以下の義務を負います。

- **エネルギー管理統括者・管理企画推進者**の選任（本社等で選任）
- **中長期計画書**の提出
- **定期報告書**の提出（全事業所の合計エネルギー使用量などを報告）
- **努力義務**：年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減

2. 個々の工場に対する規制（「指定工場」の基準）

ここがご質問の核心部分です。個別の工場が 1500kL 未満であっても、事業者全体が 1500kL 以上であれば、以下の 2 つのパターンで扱いが変わります。

A. 個々の工場が 1500kL 未満の場合

ご認識の通り、それらの工場は「指定工場」には該当しません。

そのため、その工場単体で「エネルギー管理士」を置いたり、工場ごとの「中長期計画」を作成・提出したりする法的義務は直接的には生じません。あくまで「事業者全体」の報告書の一部として数値を合算する形になります。

B. 事業者全体が 1500kL 以上 かつ 特定の工場が 1500kL 以上の場合

その工場は「第一種指定工場」となり、工場ごとにエネルギー管理者の選任などの厳しい管理体制が求められます。

3. 注意すべき「努力義務以外の規制」

「努力義務以外の規制は適用されない」という点について、厳密には以下の「指導・助

言」や「勧告」のリスクが工場単位でも残ることに注意が必要です。

- **現地調査（立入検査）：** 特定事業者指定されると、合計使用量が大きく、改善が見られない場合、個別の工場（1500kL 未満であっても）に対して経済産業局が現地調査に入ることがあります。
- **判断基準の遵守：** 省エネ法には「管理標準（マニュアル）」の作成や設備保守などの「判断基準」が定められています。特定事業者は、規模の大小に関わらず、傘下のすべての事業所においてこの判断基準を遵守するよう努める必要があります。

まとめ

区分	1500kL 以上の工場	1500kL 未満の工場（合算で特定事業者の場合）
エネルギー管理者等の選任	必要（工場ごとに選任）	不要（ただし事業者全体で推進者は必要）
工場単位の計画書提出	必要	不要（事業者全体でまとめて提出）
省エネ努力義務	あり	あり
判断基準の遵守	強く求められる	求められる

結論：

1500kL 未満の工場に対して、個別の管理者の選任や個別報告書の提出義務は生じませんが、「特定事業者の構成要素」として、事業全体の目標達成（年 1%削減）のための管理や、国からの指導の対象にはなり得ます。なお、2023 年 4 月施行の改正法では、非化石エネルギーへの転換（再エネ導入）なども報告義務に含まれるようになりました。